

SOFTICヤングゼミナール2010(第2回)

2010年7月8日

1. サリンジャー事件地裁・高裁
2. eBay事件

発表者

株式会社日本総合研究所

法務部 中村 佑

パナソニック株式会社

法務本部 平井直子

概要

- 1. サリンジャー事件地裁
 - (1) 当事者・事案概要
 - (2) 地裁の結論
 - (3) 暫定的差止命令(Preliminary Injunction)
 - (4) 争点
 - (5) 各争点に対する裁判所の判断
- 2. サリンジャー事件高裁
 - (1) 高裁の結論
 - (2) eBay事件
 - (3) eBay事件最高裁の判断の採用根拠
 - (4) 著作権事件における暫定的差止命令
- 3. 今回の事案を踏まえて

1. サリンジャー事件地裁

(1) 当事者・事案概要

～ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所 2009年7月1日判決～

○ 当事者

- 原告 J.D. Salinger
- 被告 Fredrik Colting (筆名: John David California)、
Windupbird Publishing Ltd(Colting自身の出版社)、
Nicotext A.B.(出版社)、ABP, Inc.(Nicotext の米国販売会社)

○ 事案概要

- ・原告(J.D. Salinger)は、小説「ライ麦畑でつかまえて」(「つかまえて」)の著作者・著作権者。
- ・被告(Fredrik Colting)は、小説「60年後 ライ麦畑を通り抜け」(「60年後」)を執筆し、2009年5月、イングランドにおいて、Windupbird Publishing Ltdから出版。
- ・2009年6月、原告は、「60年後」は「つかまえて」の派生的著作物であり、「60年後」のキャラクター「Mr. C」は「つかまえて」のキャラクター Holden Caulfieldを侵害しているとして、著作権侵害・不正競争を主張して訴えを提起した。

1. サリンジャー事件地裁

(2) 地裁の結論

- 2009年7月1日、地裁は、原告の暫定的差止命令の申立てを認容。

被告に対し、米国または米国に対する「60年後」の複製物またはその一部の製造、出版、頒布、出荷、広告、宣伝、販売その他の流布を禁じた。

1. サリンジャー事件地裁

(3) 暫定的差止命令 (Preliminary Injunction)

- 意義

本案の審理を行って最終的な判決が出るまで、仮の処分として
行為の差止めを命じる裁判所の命令

- 暫定的差止命令を発するための要件 《地裁の判断基準》

申立人は、以下を立証しなければならない。

(1) 差止命令がなければ回復不能な損害を被るであろうこと および

(2)(a) 本案勝訴の見込み、または

(b) 訴訟の正当な根拠となる、本案に進むべき十分に重大な問題を含み、
負担のバランスが明らかに申立人に有利であること

1. サリンジャー事件地裁

(4) 争点

- A. 本案での勝訴可能性
 - ・被告による著作権の侵害
 - ・フェアユースの抗弁
 - ①使用の目的・性格
 - ②著作物の性質
 - ③使用部分の量・実質性
 - ④潜在的市場・価値に対する使用の影響

- B. 回復不能な損害

1. サリンジャー事件地裁

(5) 争点に対する地裁の判断

○ A. 本案での勝訴可能性

・被告による著作権の侵害

→ 著作権侵害を認定

- 原告は、「つかまえて」について有効な著作権を有している。
- Holden Caulfieldのキャラクターは、侵害主張を見出しうる程度に十分に描写されている。
- 被告は「つかまえて」にアクセスしており、両作品間には複製されたと思わせるだけの類似性がある。
- 「つかまえて」と「60年後」、Holden CaulfieldのキャラクターとMr.Cのキャラクターとは、それぞれ実質的に類似しており、原告の著作権を不当に侵害している。

1. サリンジャー事件地裁

(5) 争点に対する地裁の判断

・フェアユースの抗弁（米国著作権法107条）

第106条および106A条（氏名表示等の権利）の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教育（教室での使用のための複数のコピーを作成する行為を含む）、研究、調査などの目的で、著作権のある著作物のフェアユース（コピーまたはレコードへの複製その他106条に定める方法による使用を含む）は、著作権の侵害とならない。
著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- ① 使用の目的および性格
（使用が商業的性質のものか、非営利的教育目的かを含む）
- ② 著作権のある著作物の性質
- ③ 著作権のある著作物全体との関係で、使用された部分の量および実質性
- ④ 著作権のある著作物の潜在的市場や価値に与える使用の影響

上記の要素の全てを考慮してフェアユースであると判断された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、フェアユースであるとの判断を妨げない。

1. サリンジャー事件地裁

(5) 争点に対する地裁の判断

・フェアユースの抗弁

① 使用の目的および性格（続き）

- ・「60年後」は、パロディ以外の変容的価値を備えていない。
 - 「60年後」は、Holdenの神経質、不合理等の性格を批判しているかもしれないが、Holdenのこれらの性格は原作品の物語の中心でさえあるから、新しいものを付け加えているとはいえない。
 - 原告Salingerを「60年後」のキャラクターとして利用し、原告の性質を批判したことにはパロディ的でない変容的価値がある。しかし、(i)被告自身が「60年後」を「つかまえて」の続編と認めたこと、(ii)原告のキャラクターは277頁中わずか40頁にしか登場せず、その多くは1つの章(第20章)であること、(iii)「60年後」が「つかまえて」から内容とスタイルを広範に借用しすぎていることから、その変容的価値は減殺されている。
- ・「60年後」が営利目的で販売されていることを被告が争っていないことは、フェアユースの認定に不利。

1. サリンジャー事件地裁

(5) 争点に対する地裁の判断

・フェアユースの抗弁

② 著作権のある著作物の性質

- ・ 本件において、「つかまえて」が「著作権の保護の目的の核に存在する、公に広められる創造的な表現」であることに疑いはない。これはフェアユースの認定に不利。

③ 著作権のある著作物全体との関係で、使用された部分の量および実質性

- ・ 被告は、「つかまえて」から、被告の主張する批判的な目的のために必要なもの以上を、沢山取り込んでいる。これはフェアユースの認定に大いに不利。

1. サリンジャー事件地裁

(5) 争点に対する地裁の判断

・フェアユースの抗弁

④ 著作権のある著作物の潜在的市場や価値に与える使用の影響

【判断のポイント】

- ・侵害者と主張されている者による特定の行為により生じた市場の害の程度のみならず、被告によって行われた類の行為が限定されずかつ広範囲に行われた場合に、原作品の潜在的な市場に実質的に悪影響を与えることになるか否かについても考慮する。
- ・原作品の市場のみならず、派生的作品の市場に対する害についても考慮する。

- ・「60年後」は、「つかまえて」とその主人公を継続する小説として、著者が“一般的に”活用し、活用のために他者にライセンスする類の作品であり、派生的著作物(著作権法101条)を構成するようなものとして著者が改変した類の作品といえる。
- ・原作品の市場はまず害さないだろうが、「つかまえて」の続編や他の派生的著作物の市場を実質的に害する可能性は大きい。(潜在的市場)
→フェアユースの認定にわずかながら不利。

1. サリンジャー事件地裁

(5) 争点に対する地裁の判断

・フェアユースの抗弁

総合判断

- ・「60年後」に、主張されているようなパロディ的要素は感じ取れない。
- ・ パロディ的でない変容力のある要素は作品の明らかな商業的性格を凌駕できそうにない。
- ・「つかまえて」の派生的著作物の潜在的市場を害する可能性が高い。
- ・特に、「60年後」が「つかまえて」とHoldenのキャラクターから借用している程度が実質的かつ広範。

1. サリンジャー事件地裁

(5) 争点に対する地裁の判断

B. 回復不能な損害

- ・ 原告が著作権侵害について一応の証明を行った場合、回復不能な損害は推定されうる。
- ・ 本件で原告は著作権侵害について一応の証明を行ったので、回復不能な損害は推定される。

1. サリンジャー事件地裁

(5) 争点に対する地裁の判断

暫定的差止命令を発するための要件 《地裁の判断基準》

申立人は、以下を立証しなければならない。

(1) 差止命令がなければ
回復不能な損害を被るであろうこと

推定

および

(2)(a) 本案勝訴の見込み、
または

**勝訴可能性
高い**

(b) 訴訟の正当な根拠となる、本案に進むべき十分に重大な問題を含み、負担のバランスが明らかに申立人に有利であること



結論：暫定的差止命令認められる

2. サリンジャー事件高裁

(1) 高裁の結論

○ 地裁以降の動き

- 原告: サリンジャー氏死去(2010年1月27日)。以降の原告はJ.D. Salinger Literary Trust。
- 被告: 地裁の判断に不服。控訴。
 - 「地方裁判所が当巡回区の長年の暫定的差止命令基準が言論の事前抑制にあたり憲法違反である」
 - 「eBay, Inc. v. MercExchange, L.L.C., 547 U.S. 388 (2006) において示された最高裁判所の判決に矛盾する」

2. サリンジャー事件高裁

(1) 高裁の結論

- 「当裁判所は、どのような場合に差止命令を発することができるかに関する4要件テストを明確に示したeBay, Inc. v. MercExchange, L.L.C. 547 U.S. 388(2006)における最高裁判所の判決が、著作権侵害の主張に基づいて発せられる暫定的差止命令にも同様の効力をもって適用されると判断する。したがって、当裁判所は同地方裁判所がSalingerの本案勝訴の見込みを適切に判断したと結論付けるものの、同地方裁判所の命令を取り消し、eBay基準を適用するため、本件を同地方裁判所に差し戻す。」

2. サリンジャー事件高裁 (2) eBay事件

○ 当事者

原告、交差控訴人、被上告人

MercExchange, L.L.C.	委託販売店の電子ネットワークを通じて物品を販売するシステム等のビジネス方法特許を含む多くの特許を保有している。自らは特許を実施せず。
----------------------	--

被告、控訴人、上告人

eBay Inc.	オークション又は固定価格で、個人の売り手が自己の売却したい物品を掲載するのを可能にする、インターネット・ウェブ・サイトを運営している。
Half.com, Inc.	eBayの完全子会社であり、同様のウェブ・サイトを運営している。
ReturnBuy, Inc.	返品商品や過剰在庫などを消費者向けに再販するサービスを提供する。第一審に先立ち、破産申請を行い、また、原告と和解が成立したため、当事者から外れる。

2. サリンジャー事件高裁

(2) eBay事件

○ 事案概要

- インターネット上にて被告等の提供するオークション等のサービスが、原告の有する特許権を侵害するものとして、損害賠償及びサービスの差し止めを求めた事案。
- 当初原告は、自らの有する特許を被告らにライセンスするつもりであったものの、合意に至らず訴訟に至った。

○ 主な争点

- 特許権侵害が認められる場合に、常に差止請求が認められるか。

2. サリンジャー事件高裁

(2) eBay事件

○ 本件における特許

- USP5845265 (265特許)
 - 中古品や収集品を複数の低価格な送信端末を用いて取引するための方法や装置に関する特許。インターネット上の市場に商品のデータレコード提示するシステム。
- USP6085176 (176特許)
 - 中古品や収集品を複数の低価格な送信端末を用いて取引するための方法や装置に関する特許。複数のインターネット上の市場から特定のアイテムを捜す方法。
- USP6202051 (051特許)
 - インターネット上のデータベースを用いた競売に関する特許。商品説明を含んだデータレコードの作成する、識別コードを用いて商品特定する、データベースを用いてオークション計画を立てる等の技術を含む。

2. サリンジャー事件高裁

(2) eBay事件

○ 米国特許法第283条(差止命令)

- The several courts having jurisdiction of cases under this title may grant injunctions in accordance with the principles of equity to prevent the violation of any right secured by patent, on such terms as the court deems reasonable.
- 「本法に基づく訴訟について管轄権を有する各裁判所は、特許により保障された権利の侵害を防止するため、エクイティの原則に従って、裁判所が合理的と認める条件に基づいて差止命令を与えることができる。」

2. サリンジャー事件高裁

(2) eBay事件

- コモン・ローとエクイティ
 - コモン・ロー
 - 過去の判例の蓄積により形成されてきた法体系。
 - at law(損害賠償請求等)
 - エクイティ
 - コモンローで救えない分野を救済する法源として発達した。
 - 現在は判例法に吸収されているものの、本事案の差止めを始め、一部にその形を残している。
 - in equity(差止請求、特定履行等)

2. サリンジャー事件高裁

(2) eBay事件

- 第一審(合衆国バージニア州東部地区連邦地方裁判所)(2003年8月6日判決)
 - 被告による265特許、176特許の侵害を認める。
 - 差止命令については、伝統的な4要素テストに言及のうえ、「その特許をライセンスするという原告の意欲」及び「当該特許の実施における原告の商業活動の欠如」等により差止命令を発令しなくても、特許所有者に回復不能な損害は発生しないものとして、否定した。
- 第二審(合衆国連邦巡回区控訴裁判所(CAFC))(2005年3月16日判決)
 - 被告による265特許の侵害を認める。
 - 差止命令について、例外的な場合を除き、裁判所は、特許権侵害には恒久的差止命令を出すのが一般原則であると判断し、第一審の判決を破棄した。

2. サリンジャー事件高裁

(2) eBay事件

- 最高裁(2006年5月15日判決)
 - 「定着しているエクイティの原則に従えば、本案的差止命令を求める原告が4要素テストに合格した後でなければ、裁判所は、当該命令による救済を付与することができない。」
 - 「特許法は、差止命令を「エクイティの原則に従って」交付され「得る」ことを明示的に定めている。」
 - 「地方裁判所は、伝統的な4要素のテストに言及したが、広い事件分類群において差し止め命令による救済が付与されえないことを示唆する一定の拡大原則を採用したようである。」
 - 「控訴裁判所は、4要素テストから反対方向に逸脱した。」
- 最高裁以降
 - 2008年2月28日和解。
 - 3件の特許等をeBayが買い取ることで双方が合意。和解金は非公開。

2. サリンジャー事件高裁

(2) eBay事件

○ 伝統的な4要素テスト

- 「勝訴原告に対し本案的差止命令による救済とするか否かの審理においてエクイティ裁判所が適用している伝統的な4要素テストが、特許法に基づき生じる紛争に適用される。当該テストは、原告に対し、
 - (1)原告が回復不能の損害を被ったこと、
 - (2)コモン・ローで利用可能な救済が当該損害を補償するには不十分であること、
 - (3)原告と被告間の困難性のバランスを考慮するとエクイティ上の救済が正当化されること、及び
 - (4)恒久的差止めにより公益が損なわれないことを実証することを要求する。」

2. サリンジャー事件高裁

(3) eBay事件最高裁の判断の採用根拠

- 「当裁判所は、本日、eBay 基準は (a) 暫定的差止命令であって (b) 著作権侵害の訴えを基礎に発せられるものにも同様の効力をもって適用されると判断する。」
 - 「第一に、eBay 判決の文章または論理のいずれも、当該原則が特許事件に限定されるものであるとは読み取れない。それどころか、eBay 判決は、同判決が採用したエクイティの伝統的な原則は、あらゆる文脈における差止命令に関する推定基準であることを強く示唆するものである。注目すべきことに、上記に引用した4 要件テストを提示した後、eBay 判決は、次の2 つの事件を引用している。」
 - 被告による連邦水質汚染防止法 (Federal Water Pollution Control Act) の違反が認定された後の終局的差止命令に関する Weinberger v. Romero-Barcelo, 456 U.S. 305, 311-13 (1982)、
 - 被告がアラスカ国家利益土地保護法 (Alaska National Interest Lands Conservation Act) 第810 条に違反していると原告が主張している事案における暫定的差止命令に関する Amoco Production Co. v. Village of Gambell, 480 U.S. 531, 542 (1987) である。

2. サリンジャー事件高裁

(3) eBay事件最高裁の判断の採用根拠

- 「同裁判所は、結論に達するにあたり、明示的に著作権事件に拠っている。」
- 「同裁判所は、「特許法と同様に、著作権法は、裁判所が著作権侵害を予防または抑止するために相当であると考えられる条件で差止命令による救済を認容することが『できる』旨規定している」と指摘した。」
(※次ページ参照)
- 「eBay 事件で裁判所が言及した事件の背景問題および特有の事情がどうあれ、最高裁判所が、特許に関する差止命令と著作権に関する差止命令とを別種のものであるか、または別の基準が必要なものである、とは考えなかったことは明らかである。」

2. サリンジャー事件高裁

(3) eBay事件最高裁の判断の採用根拠

- 米国著作権法第502条(差止命令)
 - (a) Any court having jurisdiction of a civil action arising under this title may, subject to the provisions of section 1498 of title 28, grant temporary and final injunctions on such terms as it may deem reasonable to prevent or restrain infringement of a copyright.
 - (a)本編に基づいて生ずる民事訴訟につき裁判管轄権を有する裁判所は、第28編第1498条の規定を条件として、著作権侵害を排除しまたは防止するに相当と考える条件において、一時的差止命令および終局的差止命令を発行することができる。

2. サリンジャー事件高裁

(4) 著作権事件における暫定的差止命令

- 著作権事件においてどういった場合に暫定的差止命令を発することができるか
 - 「当裁判所は、少なくとも、「差止命令がなければ回復不能な損害が発生するおそれがある」か否かを検討しなければならず、「競合する損害の主張を比較衡量し」なければならず、また、「例外的な差止命令による救済を採用することによる公衆への影響について特別の配慮を払」わなければならない」
 - 「それゆえ、Winter 判決およびeBay 判決に照らして、当裁判所は、地方裁判所は著作権事件において原告の暫定的差止命令の申立てを認容するか否か決定するにあたって次の審理を行わなければならないと判断する。」

2. サリンジャー事件高裁

(4) 著作権事件における暫定的差止命令

○ Winter事件(最高裁2008年11月12日判決)

● 事案概要

- 軍用ソナーの発する周波数によってクジラが殺されているとして、Natural Resources Defense Council(天然資源保護評議会、NRDC、原告)が、米海軍(海軍長官Donald C. Winter、被告)に、当該軍用ソナーの使用の差止め等を求めた事案。最高裁は、「敵の潜水艦によってもたらされる脅威に対応するために、海軍がアクティブ・ソナーを使用し実際的な訓練を実施する必要性の方が、原告により主張された利益よりも重要だということは明白だ」として、被告を支持した。

● 裁判所によって示された基準

- エクイティは、その柔軟性が特徴であり、裁判所は、スライディングスケール方式に則りエクイティ上の救済により請求を評価してきている。今回もそのやり方を拒絶すべきではない。
- エクイティの柔軟性は国家環境基本法(NEPA)においても重要である。なぜならば、環境影響評価書(EIS)は明らかになりそうな環境破壊の報告であり、環境問題の原告はしばしば実際の損害の発生の可能性以上に勝訴を当てにするからである。
- 「暫定的差止命令は、権利として認められることの決してない例外的な救済である。各々の事件において、裁判所は、競合する損害の主張を比較衡量しなければならず、また、申請された救済の認容または拒絶が各当事者に及ぼす影響を考慮しなければならない。適切な裁量権を行使するにあたって、エクイティ裁判所は、差止という例外的救済を採用することによる公衆への影響について、特別の配慮を払わなければならない。」

2. サリンジャー事件高裁

(4) 著作権事件における暫定的差止命令

○ 条件1

- 「第一に、当巡回区の他の事件の大多数のように、裁判所は、原告が「(a) 本案勝訴の見込み、または、(b) 訴訟の正当な根拠となる、本案に進むべき十分に重大な問題を含み、負担のバランスが明らかに申立人に有利であること」を立証した場合に限り、著作権事件において暫定的差止命令を発令することができる。」

○ 検討事項

- 「裁判所は、特に、暫定的差止命令のヒアリングにおいて著作権請求の本案審理を予測することの困難さを認識すべきであることを当裁判所は強調したい。」
- 「この困難さは、被告がもっともらしい公正使用の抗弁を主張した場合は著しく増加する。」
- 「ある立場が公正使用のテストに合格するかどうかの予測は難しい。それは、様々な判事が抱く多様な認識に大いに依存する。」Pierre N. Leval, *Toward a Fair Use Standard*, 103 Harv. L. Rev. 1105, 1132 (1990)。」

2. サリンジャー事件高裁

(4) 著作権事件における暫定的差止命令

○ 条件2及び条件3

- 「第二に、裁判所は、原告が「差止命令がなければ回復不能な損害が発生するおそれがある」ことを立証した場合にのみ差止命令を発することができる。」
- 「第三に、裁判所は、原告と被告との間の負担のバランスを検討し、負担のバランスが原告に有利である場合にのみ差止命令を発しなければならない。」

○ 検討事項

- 「裁判所は、回復不能な損害を単純に推定してはならない。」
- 「むしろ、原告は、その事件の事実を基に、差止命令を発しないことにより実際に回復不能な損害が生じるであろうことを証明しなければならない。これは、本案勝訴の見込みを立証した著作権事件の原告の大半は、差止命令がなくとも回復不能な損害を受けないだろうと言っているわけではない。経験的な問題として、これはその通りであるかもしれない。著作権事件において容易に暫定的差止命令を発してきたという歴史的傾向は単にそれを反映しているのかもしれない。」

2. サリンジャー事件高裁

(4) 著作権事件における暫定的差止命令

○ 条件4

- 「最後に、裁判所は、暫定的差止命令の発令により「公共の利益が害されない」ようにしなければならない。」

○ 検討事項

- 「著作権法の目的は、一般に公開される知識の貯蔵を促進することである。だが、同法が、個人に知識の貯蔵に寄与する金銭的インセンティブを提供することによってこの同目的を達成する限り、公共の利益は、既に原告の利益によって十分説明されていることになるかもしれない。しかしながら、自由な表現における公共の利益は重大な意義を有するものであり、当事者の言論の利益とは明確に区別されるものである。」
- 「本案に関する最終判決の前に発令されるあらゆる差止命令は、憲法第1 修正によって保護されている言論を禁止するという危険を冒している。しかしながら、中には、実にもっともらしい公正使用の抗弁を生じさせず、明らかに第三者の著作権を侵害する利用事例もあり、その場合においては、当該利用における憲法第1 修正の意義は事実上存在しない。」

3. 今回の事案を踏まえて

- 今回の事案に対する意見
 - フェアユースについて
 - 差止めについて
- 問題提起
 - 日本で今回の事案と同様の訴訟が提起されたら著作権侵害となるか
 - 他の著作物の「続編」ならどうなるか
 - 漫画、音楽・・・etc .